

退職所得に係る 個人市民税 個人府民税 納入申告書(個人事業主用)											
(あて先) 大阪市長 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日提出										(受付印)	
令和	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月分	人員	<input type="text"/>					人
退職手当等 支払金額											円
特別徴 収税額	市民税										
	府民税										
(特別徴収義務者)											
郵便番号				-							
住所											
氏名印											
個人 番号											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり 分離課税の退職所得に係る所得割の納入について申告します。											

- ※ 分離課税の退職所得に係る個人市・府民税(所得割)を納入される際には、「退職手当等に係る市民税・府民税特別徴収税額納入内訳書」及び「退職所得の特別徴収票(法人役員等のみ)」(各様式は大阪市ホームページを参照)を別途作成のうえ、船場法人市税事務所個人市民税(特別徴収)グループあてご提出ください。
- ※ 平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されたため、納入申告書にもマイナンバーを記載していただくこととなります。この納入申告書を船場法人市税事務所個人市民税(特別徴収)グループ窓口にご提出いただく際には、次の書類の提示をお願いいたします。なお、郵送の場合は、当該書類の写しを同封してください。  
(※マイナンバー制度による市税の手続については、大阪市ホームページを参照)

<b>【ご本人が提出される場合】</b> 本人確認書類(個人番号を確認するための書類及び身元を確認するための書類)
<b>【代理人の方が提出される場合】</b> 本人確認書類(1.代理権を確認するための書類、2.代理人の方の身元を確認するための書類及び、3.本人の個人番号を確認するための書類)

◎ 個人番号を確認するための書類をお持ちでない場合は、以下の項目へ自署してください。

個人番号	<input type="text"/>													
氏名	<input type="text"/>													
住所	<input type="text"/>													
生年月日	元号	←	1: 明治	2: 大正	3: 昭和					年		月		日
			4: 平成	5: 令和										

	番号	本人	確認書類	代理人	代理権
大阪市 処理欄			個人番号カード ・ 通知カード 運転免許証 ・ 保険証 ・ ( )		